

大和市告示第58号

大和市商店街街路灯電気料補助金交付要綱の一部を改正する要綱を次のように定める。

平成26年3月31日

大和市長 大 木 哲

大和市商店街街路灯電気料補助金交付要綱の一部を改正する要綱

大和市商店街街路灯電気料補助金交付要綱（平成21年大和市告示第60号）の一部を次のように改正する。

第5条中「電気使用料金の額に2分の1を乗じて得た額以内」を「電気料の額に、次の各号に掲げる街路灯の区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額を上限」に改め、同条に次の2号を加える。

- (1) LED電球を使用する街路灯 4分の3
- (2) その他の街路灯 2分の1

附 則

（施行期日）

- 1 この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 改正後の第5条の規定は、平成26年分以降の電気使用実績に基づく補助について適用する。